

議案第13号

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

佐倉市男女平等参画推進センターの設置及び管理に関する条例（平成15年
佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「毎月の」の次に「第2水曜日及び」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。